

全國一般神奈川

發行者
全国一般労働組合全国協議会神奈川
横浜市中区翁町1-5-14
新見翁ビル4F
TEL. FAX.
045-319-4391

全ての職場で19春闘を闘おう！

19春闘がスタートしました。全国一般全
国協は、1月26日、大阪にて各県代表者会
議を開催し、19春闘の議論を進め、春闘方
針を確定してきました。メインストローガン
は「8時間労働で生活できる賃金の獲得
を！」
賃上げは「月2万円、7%以上。時給150
円のアップ！」をベ一
スに、私たちは19春
闘に取り組みます。賃
上げ7%の根拠は、定
期昇給分2%、最賃ア
ップ分3%、中小企業
労働者と大企業労働者
との格差是正分2%と
なっています。
同時に神奈川では、
19春闘においても、

部・職場で春闘に取り組むことを目指しています。賃上げ、労働条件の改善はもちろんですが、春闘（職場の労働条件、労働環境の改善）を取り組む事、自分が、私たちの権利を支える大きな力になるからです。職場に根ざした要求を創り、まとめることが、職場に組合を根付かせること、職場の労働条件は、組合と使用者との協議で決定すること、こうしたことを行っていくことが、春闘の取り組みであり、私たちの権利を守る取り組みです。

を積んだ職場、初めて春闘を取り組む職場、春闘方針をベースに、それぞれの職場で培ってきた課題を掲げて、9春闘に取り組みましょう。

この間、官製春闘と言われ、安倍政権が経団連に賃上げを要請してきました。しかし、こうした取り組みは私たち中小企業労働者にとって何ら恩恵があつたのでしょうか？企業の内部留保は膨れあがるばかりで、一部大企業労働者への波及に止まり、中小企業労働者との格差は拡大するばかりでした。

19春闘では、官製春闘は終焉し、連合内ではベースアップすべ

放棄する労働組合も出現してきました。更に安倍政権が進める「働き方改革」は、労働権を守る最低限の労働基準法すらも破壊する法案となっています。

もはや誰も私たちの生活・労働条件を守ってはくれません。私たち自身が職場で声を上げ、生活を守り、労働条件を向上させていくほかありません。職場をベースに、地域で、全国で19春闘を取り組みましょう。

8時間労働で生活できる賃金を！安心して働くことの出来る職場環境の確立を！

2月17日	14時	センタ一前
2月18日	18時30分	事務所
SFT会議		
2月19日	17時30分	県教委
神奈川PFT団体交渉		
2月19日	19時	事務所
第6回担当者会議		
2月20日	19時	事務所
神奈川労働相談センタ一会議		
2月21日	16時	藤沢
東横イン会議		
2月24日	14時	駐労会館
第5回支部代表者会議		
2月24日	15時30分	駐労会館
19春闘学習会		
2月25日	17時30分	横浜西口
JAL横浜西口情宣行動		
2月26日	13時	事務所
丈夫屋会議		
2月28日	16時30分	横浜地裁
丈夫屋未払い賞与請求裁判第2回弁論準備		
2月28日	19時	事務所
県共闘事務局会議		

8時間労働で生活できる賃金を！
安心して働くことの出来る職場環境の確立を！
19春闘と共に闘おう！

スケジュール

2月14日	19時	事務所
2月15日	18時30分	事務所
センスビー会議		
2月16日	17時	厚木アミュー
エイボン会議		
2月17日	10時	事務所
機関紙発送作業		
2月17日	10時	事務所
神奈川PFT会議		
2月17日	14時	センター前
奉労働相談		
2月18日	18時30分	事務所
SFT会議		
2月19日	19時	事務所
第6回担当者会議		
2月19日	17時30分	県教委
神奈川PFT団体交渉		
2月19日	19時	事務所
東横イン会議		
2月21日	16時	藤沢
東横イン会議		
2月24日	14時	駐労会館
第5回支部代表者会議		
2月24日	15時30分	駐労会館
JAL横浜西口情宣行動		
2月25日	17時30分	横浜西口
2月26日	13時	事務所
丈夫屋会議		
2月28日	16時30分	横浜地裁
丈夫屋未払い賞与請求裁判第2回弁論準備		
2月28日	19時	事務所
県共闘事務局会議		

神奈川県共闘 19春闘学習会開催

2019年1月18日(金)
18時30分～20時／横浜市技能文化会館802号室にて開催しました。

全国一般全国協の本部より渡辺書記長をお招きまして学習会を行つていただきました。

今回の参加人数は25人となります。決して組合員の皆さんのが多く参加できました人数ではありませんでした。

組合事務所「学習会で使われた資料」を複数しておきます。皆さん自分でお取り寄せください。

(菊池)



1月18日、横浜市技能文化会館において、恒例の県共闘学習会が開催されました。既存の春闘がますます形骸化するなかで春闘を再建すべく地域の労働者が結集しました。

集会は、全国一般菊池氏の司会で始まり、まず川端県共闘議長が開会の挨拶に立ちました。

講演は、毎年お馴染みの全国一般全国協書記長渡辺啓二さんより受けまし

た。渡辺氏は、この学習会のためにわざわざ14ページにわたるパンフレットを作成してくれました。渡辺書記長は、トヨタなどの要求隠しなど連合行動が予定されていました。地域の春闘をつくりあげるために闘い抜こう！最後に団結頑張ろうを三唱して集会を終りました。

終了後、場所を組合事務所に移し盛大に旗開きが行われました。

(神奈川県共闘HPより転載)

遇④移民労働者の権利保障

⑤改憲反対の闘い)にまとめて上げ、全国的な闘いに集中を訴えました。具体的に3月6日「36協定の日」の大宣伝、全国統一地方選の取り組みなどを提案しました。さらに具体的なスケジュールにおいて言及し結集を訴えました。

会場からは、がくろう神奈川京極氏から、しらゆり歯科、沖縄、天皇、五輪に対する取り組みが訴えられました。2019年は大変な年になる。改憲がますます発議の動きに対す政権打倒の闘い等々今年もよろしくお願ひします。

神奈川では、3月15日(金)に「神奈川春闘1日行動」が予定されています。地域の春闘をつくりあげるために闘い抜こう！最後に団結頑張ろうを三唱して集会を終りました。

終了後、場所を組合事務所に移し盛大に旗開きが行われました。

全国一般全国協各県代表者会議開催される

全国一律の最低賃金を!

2019最低賃金の取り組み始まる！

2019春闘方針を確認する各県代表者会議が1月26日に大阪の学術館・関生で行われ、神奈川から八木、光盛執行員が参加しました。座長の本村中執から、春闘方針内容と各組報告を整理した進行提起が行われ、スマーズな議論が行われ、8時間働いて生活できる賃金を目指し、賃上げ「月2万円以上、最低7%（最賃アップ3.1%、定期算給2%）、中小格差是正分2%」、生活できる最低賃金「いつでもどこでも20万円／月、全国一律15,000円／時給、今すぐ1,000円／時給の統一要求が確認されました。渡辺書記長は、トヨタなどの要求隠しなど連合行動にほんんど差がない今日、違があるとすれば、住宅費である。家賃は東京56,400円（2017連合リビングウェイジ）に比して鹿児島28,180円（同前）と確かに安い。しかし、車の保有台数は人口100人

当たり東京23・19台に比して、鹿児島は57・66台で、その差は34・47台にもなる。1か月あたりの車の維持費を40,000円（同前）とすると、鹿児島の方が車の維持費は一人当たりに換算して14,000円が多くかかる。鹿児島の家賃に車の維持費の差額をたせば、42,180円になる。東京56,400から42,180円を引くと、14,220円であることから、それだけでも現行の36,736円の格差は不適切に大きいと言わざるを得ない。（米山）

